

都道府県社会的養育推進計画の策定について

- ・平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。
- ・また、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）において、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされています。
- ・これらの児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」（※）がとりまとめられました。
- ・改正児童福祉法等の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められています。
- ・このため、改正児童福祉法等を受けて、既存の都道府県推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定することとしています。

※平成29年8月2日「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長）においてとりまとめ公表

新しい社会的養育ビジョンのポイント

- ①市区町村を中心とした支援体制の構築
- ②児童相談所の機能強化と一時保護改革
- ③代替養育における「家庭と同様の養育環境」
原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、
家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
- ④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底
- ⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底
などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。
これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

都道府県社会的養育推進計画策定要領のポイント

- ①平成28年改正児童福祉法による子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を最優先に計画を立てること。あくまでも子どもの最善の利益を優先すること。
- ②前記の基本的な考え方を踏まえて、計画を立てること。
- ③計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること。国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。
- ④市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援（人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など）、一時保護改革、フォスタリング業務（包括的里親養育支援）、特別養子縁組推進、できる限り良好な家庭的環境とするための施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換への支援、子どもの自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利擁護（アドボカシー）等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。
- ⑤都道府県内の社会資源及び子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。
- ⑥計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること。その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること。

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の数値目標及び期限

都道府県においては、これまでの地域の実情を踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、国が示した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)	現状 (2017年3月)	「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」 (2018年7月)
特別養子縁組 成立件数	全国 542件／年 (2015年)	概ね5年以内に1,000件以上／年 (都道府県ごとの目標値はなし)
里親及び ファミリー ホーム	全国： 18.3% 高知県： 15.0%	里親委託率（国の目標） ・ 3歳児未満：概ね5年以内に 75% ・ 就学前：概ね7年以内に 75% ・ 学童期以降：概ね10年以内に 50%
グループ ホーム	全国： 81.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。 ・ また、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を人材育成も含めて策定すること。 ・ なお、小規模化かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
本体施設 (児童養護施設は 全て小規模ケア)	高知県： 85.0% (うちグループホーム 4.8%)	

(厚生労働省公表資料より)

高知県社会的養育推進計画の策定にあたって

■ 都道府県社会的養育推進計画の記載事項

(「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」より)

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(8) 一時保護改革に向けた取組

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

(11) 留意事項

■ 計画の策定にあたっての工程（案）

● 代替養育を必要とする子ども数について推計

- ・ 「(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み」を推計

【推計にあたって用いるデータ及び実施する調査】

- ・ 措置している子ども数、一時保護子ども数、相談対応件数、市町村要保護児童等対策地域協議会管理ケース数など及びこれらの伸び率
- ・ 一時保護を行い家庭復帰した子どもの中で代替養育が望ましい子ども数（児童相談所における調査を実施中）

● 代替養育を必要とする子どもへの支援の取組についての検討

- ・ 「(5)里親等への委託の推進に向けた取組」、
「(6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組」、
「(7)施設の小規模化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」について**施設部会で検討**
- ・ 併せて、各施設等へのヒアリングを実施

● その他の項目についての検討

- ・ その他の項目については、関係者、市町村、社会的養護経験者等へのヒアリングを実施し、案を作成

素案及び最終案を**児童福祉審議会において審議**

高知県社会的養育推進計画の策定にあたっての工程表

	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度
国	都道府県推進計画の見直しに向けた検討 (社保審専門委員会)	策定要領制定		
県		高知県社会的養育推進計画の策定 		計画実施 (~2029年度)
施設			策定した計画の内容を反映	各施設における計画の策定・見直し
〔子ども・子育て支援事業支援計画〕		第1期計画（2015年度～2019年度）	第2期(2020年度)に向けた見直し	第2期計画
〔子どもの貧困対策推進計画〕		第1期計画（2016年度～2019年度）	第2期(2020年度~)に向けた見直し	第2期計画

〔参考〕厚生労働省におけるフォスタリング機関事業等の工程表

	2017年度（平成29年度）	2018年度（平成30年度）	2019年度（平成31年度）	2020年度
	フォスタリング機関事業の検討	ガイドライン等策定	自治体での取組を支援（説明会等の実施）	全国実施
	乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換の検討		全国の乳児院・児童養護施設での取組を支援（説明会等の実施）	
	一時保護ガイドラインの策定 (児童相談所運営指針等の見直し)		都道府県等における取組状況を把握し、適宜必要な見直しを実施	